

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィリ ピン共和国政府との間の交換 公文	フィリピンの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むフィリピンの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	600,000 千円 -----	H20.3.7 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フィリピン 大使 フィリピン側 アルベルト ・ロムロ外務長官	H20.3.26 196号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピ ン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な機 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	355,000 千円 (H20年度 37,000 千円) H21.3.31まで (H21年度 159,000 千円) H22.3.31まで (H22年度 97,000 千円) H23.3.31まで (H23年度 62,000 千円) H24.3.31まで	H20.10.13 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フィリピン 大使 フィリピン側 アルベルト ・ロムロ外務長官	H20.10.23 567号
フィリピン	パンパンガ河及びアグノ河洪水 予警報システム改善計画のため の贈与に関する日本国政府とフ ィリピン共和国政府との間の交 換公文	パンパンガ河及びアグノ河洪水予警報システム改善 計画を実施するために必要な 1. 観測施設及び通信施設の建設に必要な生産物及び役 務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	376,000 千円 H21.3.31まで	H20.10.13 マニラで (同日)	日本側 桂 誠在フィリピン 大使 フィリピン側 アルベルト ・ロムロ外務長官	H20.10.23 568号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。